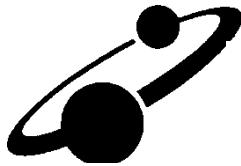


# 会報

令和8年 新年号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail [keiei\\_center@ockc1969.jp](mailto:keiei_center@ockc1969.jp)

URL <http://www.ockc1969.com>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 本田 浩基

## 協同組合 大阪中小企業経営センター

理事長 本田 浩基

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様とご家族のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

二〇二五年の世界経済は、依然として不確実性の高い状況が続きました。国際情勢の緊張や資源価格の変動、サプライチェーンの再編など、企業活動に影響を及ぼす要因は多岐にわたっています。こうした環境の中で、各國は持続可能な成長モデルの構築を目指し、経済政策や技術投資を加速させています。

日本においても、物価と賃金のバランス調整、円安による輸出入への影響、そして人手不足の深刻化など、経営判断に直結する課題が一段と明確になりました。同時に、生成AIの普及やDX推進の動きが社会全体で加速し、中小企業においても「効率化」と「働き方の再設計」が重要なテーマとなっています。

昨年も気候変動の影響が各地で現れ、防災・減災や環境対応はもはや避けて通れない経営課題の一つとなりました。持続可能な事業運営を実現するため、私たち一人一人が将来を見据えた備えを進めていく必要があります。

このように変化の大きい時代だからこそ、当組合は組合員の皆様とともに、確かな情報と的確な支援を提供できる存在であり続けたいと考えております。税務、労務、経営支援をはじめ、事業の継続と発展を支えるためのサポートを、より一層強化してまいります。

新しい年の始まりにあたり、当組合の取り組みに対する変わらぬご理解とご協力を賜ります



# 役職員一同及び連携支援機関

## 謹賀新年

社会保険労務士 西野 ゆかり  
税理士・行政書士 本田 浩基  
弁護士 井上 健策  
顧問

理事長 本田 浩基  
副理事長 堀江 孝司  
理事 南政幸  
監事 山形 将大  
法務常博

現役員

西野社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 西野 ゆかり

行政部  
税務部  
税理士・行政書士 本田 浩基  
行政部  
税務部  
ホンダ総合会計事務所  
南 西 中 戸 津 泉 原 幸 延  
政 幸 弘 美 井 優 隆 剛

協同組合 大阪中小企業経営センター  
職員 山下 勇哉



# 第34回定期総会開催!



令和7年11月20日(木)午後6時より協同組合大阪中小企業経営センターの第34回定期総会を、南海グリル 東店において開催いたしました。

第34回定期総会は「宴の間」において司会者の南政幸理事より、本日御参加いただいた組合員の皆様へお礼の挨拶を述べ、本総会は有効に成立している旨を宣言しました。

議長には本田浩基理事長が選出されました。

議事日程に従い、まず第1号議案「令和7年度活動報告」及び第2号議案「令和7年度会計報告・剰余金処分(案)及び監査報告」を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。

次に、第3号議案「令和8年度活動方針案」及び第4号議案「令和8年度予算案」の2案を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。

最後に司会者より組合員の皆様のご協力により無事総会が終了した旨のお御礼を述べました。

第2部の懇親会も総会に引き続き「宴の間」にて、事務局の津村剛の司会進行による開会の言葉で始まり、まず始めに本田浩基理事長より本日の御礼と挨拶を述べました。

続いて「ご来賓を代表して森山浩行衆議院議員の代理の森山百合恵様より」祝辞を頂戴しました。

その他「臨席賜りました」来賓の皆様を「紹介させていただき、祝電も」披露させていただきました。

その後、大阪府中小企業団体中央会の三宅泰太郎様による乾杯の「発声を賜りました。

終始和やかな雰囲気の中、開催させて頂いたビンゴゲームも盛り上がり、第34回定期総会並びに懇親会は盛会裏に無事終了しました。

2024年6月5日、「改正子ども・子育て支援法」が成立しました。子育て世帯への経済的支援を拡充するために、2026年度から新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。子ども・子育て支援金の目的や負担額の目安などをご案内します。

## 子ども・子育て支援金はいくら？

子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略（2023年12月策定）の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えるための新しい仕組みです。こども未来戦略に盛り込まれた施策のうち、児童手当の抜本的拡充などは加速化プランとして、できる限り前倒しで実施されます。この加速化プランの財源を確保するために、今回の法改正で子ども・子育て支援金の徴収が決まりました。予算規模3.6兆円のうち、子ども・子育て支援金で1兆円をまかなう計画です。



### 子ども・子育て支援金はいくら？いつから払う？

子ども・子育て支援金の支払いは、2026年度からスタートします。

こども家庭庁の試算によれば、支援納付金の総額は初年度が約6,000億円、2027年度が約8,000億円、2028年度が約1兆円です。

子ども・子育て支援金は、被保険者が加入する医療保険（健康保険、国民健康保険など）の保険料に上乗せするかたちで負担します。こども家庭庁によると一人あたりの支援納付金の目安は以下のとおりです。

#### ＜子ども・子育て支援金の負担額（月額）＞

	2026年度		2027年度		2028年度	
	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり
全制度平均	250円		350円		450円	
被用者保険（会社員、公務員）	300円	450円	400円	600円	500円	800円
国民健康保険（自営業者）	250円	350円 <sup>(*)</sup>	300円	450円 <sup>(*)</sup>	400円	600円 <sup>(*)</sup>
後期高齢者医療制度（75歳以上の高齢者）	200円		250円		350円	

(\*)国民健康保険は1世帯あたり

- 全制度平均は月額250～450円で、年間3,000～5,400円の負担増となる見込みです。
- 扶養されている加入者（子どもなど）は保険料を支払わないため、保険料を支払わない加入者を除外した「被保険者一人あたり」の保険料は、「加入者一人あたり」の保険料とは異なります。

会社員や公務員は、加入する医療保険によって子ども・子育て支援金の負担額が異なります。子ども家庭庁によると、目安として次の金額が示されています。

＜被用者保険の負担額の目安（月額）

	2026 年度		2027 年度		2028 年度	
	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり	加入者 一人あたり	被保険者 一人あたり
協会けんぽ (中小企業)	250 円	400 円	350 円	550 円	450 円	700 円
健保組合 (大企業)	300 円	500 円	400 円	700 円	500 円	850 円
共済組合 (公務員)	350 円	550 円	450 円	750 円	600 円	950 円

主に中小企業が加入する協会けんぽに比べると大企業が加入する保険組合は金額が高い傾向です。公務員が加入する共済組合は 3 つの保険の中で最も高くなっています。

また、子ども・子育て支援金の納付額は年収によって変動します。子ども家庭庁によると、年収別の負担額の目安は以下のとおりです。

＜2028 年度の年収別の負担額（月額）＞

年収	会社員・公務員	自営業者
200 万円	350 円	250 円
400 万円	650 円	550 円
600 万円	1,000 円	800 円
800 万円	1,350 円	1,100 円
1,000 万円	1,650 円	- (未公表)

## 子ども・子育て支援法の改正の目的は

今回の子ども・子育て支援法の改正は、子ども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行することが目的です。

内容は主に次の 3 つに分けられます。

※ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

※すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

※共働き・共育ての推進



これら 3 つの子育て政策を実施すると同時に、給付等の財政基盤を確保するために「子ども・子育て支援金制度」が創設されることになりました。

子ども未来戦略では、少子化は日本が直面する最大の危機であり、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけないと現在の経済・社会システムの維持が難しくなると指摘しています。若者・子育て世帯の所得をふやすこと、すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことなどを基本理念として掲げており、少子化対策としてさまざまな施策が盛り込まれています。

# 令和8年度税制改正（案）

## 税務

～はじめに～

自民党・維新の会による令和8年度税制改正大綱が12月19日に決定されました。今回はその改正内容について一部掲載していきます。

～所得税の基礎控除等の対応～

### ●基礎控除

合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられます。

### ●給与所得控除

給与所得控除の最低保障額が69万円に引き上げられます。

～食事支給に係る非課税限度額の引き上げ～

### ●所得税非課税制度の非課税限度額を現行の3,500円から7,500円への引き上げ

※役員や使用人が食事金額総額の50%以上を負担している及び全員が対象である必要があります。

### ●深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額を300円から650円へ引き上げ

～中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入措置の延長等～

適用期限が令和8年3月31日から令和11年3月31日まで3年間延長され取得価額も30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

～新生命保険料に係る適用限度額の特例の延長～

令和8年分の所得税にのみ適用される時限措置の一年間延長

※令和7年の税制改正において、23歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険料（一般）の所得税における保険料等控除において、現行の4万円から6万円へ保険料控除を引き上げる特例です。

※一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の合計限度額の12万に変更はなし

## ～セルフメディケーション税制の特例措置の拡充～

本特例のうちスイッチ OTC 医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分の適用期限が 5 年間延長されます。

またその他の一般医薬品等について対象範囲が拡大されるとともに、効果が低いとされる医薬品は除外されます。

## ～インボイス制度の見直し～

### ● 2割特例の期間終了後、新たに個人事業者における 3割特例の経過措置の創設

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる期間に限る。）については、消費税納付税額を売上高の消費税額の 3 割とすることが出来ることとなります。

### ● 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の創設

仕入税額控除の控除可能割合について、令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日の期間において、現行の 50% から 70% に引き上げられます。

また、令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日までの期間は 50%、令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日までの期間は 30% となっています。

## ～その他～

- 非課税口座の口座開設可能年齢の年齢制限の撤廃
- 住宅ローン控除の適用期限の 5 年間延長
- 通勤手当の引き上げ（片道 6.5 km 以上について）
- 自動車関係諸税の見直し
- 社債の利子の総合課税条件の強化・・・・・・・etc

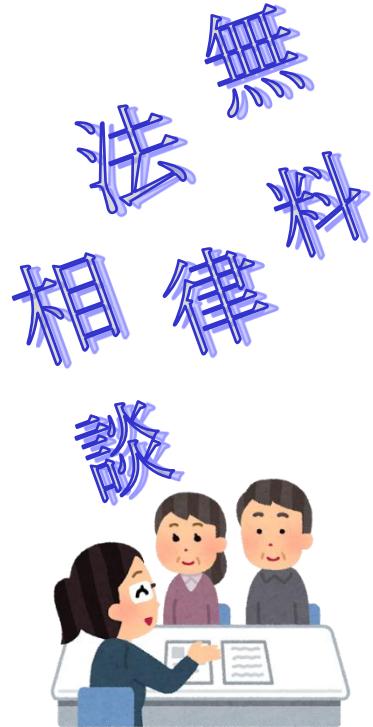


税制改正案ですので、まずは抜粋して簡便にご紹介させて頂きました。今後、法案が通りましたら、次回以降の会報でご説明していきたいと思います。

令和8年度 法律相談日
1月15日(木)
2月12日(木)
3月 5日(木)
4月 2日(木)

会員の皆様にご好評を頂いております当経営センターの無料法律相談は、毎月第1木曜日（午後5時より）、担当弁護士は当経営センターの顧問弁護士の井上健策先生です。

日程は左記の通り予定しております。  
ご利用の際には、2日前までに予約が必要です  
ので、お気軽に事務局までお電話頂きますよう  
お願い致します。  
※1月は第3木曜日となります。  
※2月は第2木曜日となります。



## 引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事中や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

## ※年末年始休暇のお知らせ※

令7年12月27日(土) ~  
令和8年1月4日(日)



上記9日間年末年始休暇のため休業いたします。尚、休暇中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させて頂きます。